

市原市椎津地先における千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例 違反行為について

令和4年11月16日
千葉県農林水産部森林課
電話：043-223-2955

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下、「条例」という。）第23条第4項の規定により下記事項について公表する。

市原市椎津地先の森林における条例第18条第1項の規定による小規模林地開発行為の届出をせずに行われた0.3haを超える土地の形質変更について、調節池等の雨水流出抑制対策を行わず地山を採掘したことにより、濁水が市道へ流出した。

また、採掘された地山について、急こう配の法面が造成されたことを確認した。

このため県では、行為者に対し、行為の中止及び復旧措置を求める行政指導を行ったが、行為者はこれらに従わないため、県は、条例第23条第3項の規定による違反行為中止等を勧告した。

- 1 勧告を受けた者
住所：市原市椎津2761番地1
氏名：EXPRESS GLOBAL 株式会社 代表取締役 アバスザファル
- 2 勧告に係る小規模林地開発行為の所在場所
市原市椎津字高石2761番1ほか
- 3 条例第23条第4項の規定による勧告をした日
令和4年7月14日付け（第1回）
令和4年8月17日付け（第2回）